

令和8年度

スクールライフ



堺市立野田中学校

堺 市 民 憲 章

わたしたち堺市民は

- 1 たくましく働くことに喜びをもち、生産の向上につくします。
- 1 教育に力をそそぎ、すぐれた文化のまちをつくります。
- 1 愛と信頼をもって助けあい、平和で健康な生活を築きます。
- 1 秩序を重んじ、人に迷惑をかけないようにします。
- 1 心をあわせ、美しい清潔な街づくりにつとめます。

校 訓

自律 創造 敬愛

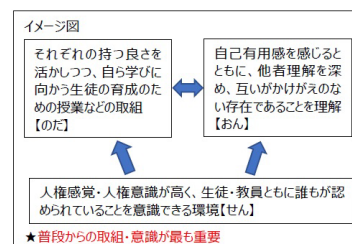
教 育 目 標

他者への思いやりを持ち、多様な人々と協働しながら主体的に学びに向かい、
問題を発見・解決し、新たな価値を創造していける生徒の育成

キャッチフレーズ

のだおんせん(野田温泉)～温かい学校～

- ① の：子どもの『のうりよく』を伸ばし
- ② だ：『だれひとり』取り残さない
- ③ お：『お互い』を認め合い
- ④ ん：『みんな』で創り上げる
- ⑤ せ：『せいとファースト』の
- ⑥ ん：『じんけん感覚』あふれ学校



堺市のめざす生徒像

■ 自分のよさを知り、人とつながり協働する

- ・自分のよさを知り、豊かな心と人権感覚をもつ。人とつながり協働する。

■ 自らを律し、自ら学び続ける

- ・自ら学び、考え、よりよく問題を解決し、自ら未来を創る。

■ ゆめの実現に向けて挑戦する

- ・将来にゆめ、希望をもち、その実現に向けてねばり強く努力する。

■ 堺を愛し、堺を誇りとする

- ・堺の歴史文化のよさを理解し、大切にするとともに、多様な文化を理解する。

めざす生徒像

『自ら学びあきらめずに問題解決する子』

- ◆基本的生活習慣が実践でき、規範意識や公正さを持ち、相手を思いやり尊重できる生徒
- ◆自ら課題を見つけ、解決方法を考え粘り強く努力できる生徒
- ◆自分の考えをもち、友達と対話し、よりよい考えを工夫してわかりやすく発信できる生徒
- ◆各教科等の知識・技能を身に付け、新たな学習や日常生活に生かしていける生徒
- ◆自立した子ども ～他に責任転嫁せず、自らの行動等に責任を持てる子ども～

校 歌

作詞 明珍 昇
作曲 国子忍也

- 1 あめつちに ひかり あふれて
金剛の 峰の あけぼの
ゆるぎなき すがた おおしく
のびやかに 世紀の 朝に
人となる 自律の 門出
人となる われら われらの野田中学校
- 2 西除の 水を めぐりて
風 わたる 土は 河内野
敬愛の 瞳^{うたけ} あかるく
菜の花の 宴^{うたけ}の道に
たたえゆく 知徳の光
たたえゆく われら われらの野田中学校
- 3 花あかり 窓に うつして
友垣の 頬の かがやき
創造の 翼 はばたく
この空に ひろがる ゆめに
あたらしき いのちと ちから
あたらしき われら われらの野田中学校



本校の沿革

昭和59年	6月		新設校校舎建設工事着工。
昭和59年	6月	2日	堺市登美丘中学校浅野校長、新設中学校開設事務取り扱いを命ぜられる。
昭和59年	10月	1日	登美丘中学校新設中学校名を正式に堺市立野田中学校と命名。
昭和60年	4月	1日	堺市登美丘中学校教頭井上清、初代校長に任ぜられる。
昭和60年	4月	4日	第1回入学式を挙行。
昭和60年	4月	23日	校訓「自律・創造・敬愛」及び教育目標決まる。
昭和60年	5月	10日	PTA 設立総会を開催。 堺市立野田中学校 PTA 発足、初代会長北岸博氏。
昭和60年	6月	26日	野田中学校校歌発表会。
昭和60年	11月	6日	開校記念式典を開催、校旗を制定。
昭和61年	3月	13日	第1回「卒業証書授与式」を挙行。
平成 元年	2月	1日	校訓の碑完成。
平成 元年	4月	1日	井上清校長退職、出口英明校長着任。
平成 元年	11月	15日	野田中 PTA、日本 PTA 全国協議会より表彰される。
平成 3年	12月	6日	普通教室2教室を改造しコンピューター室完成。
平成 4年	4月	1日	出口英明校長、堺市立金岡北中学校へ転出。 播磨 聡校長、堺市立殿馬場中学校より着任。
平成 6年	11月	6日	創立10周年記念式典を開催。
平成 7年	4月	1日	播磨 聡校長、堺市立殿馬場中学校へ転出。 北野敦美校長、堺市立 八下中学校より着任。
平成 9年	4月	1日	北野敦美校長退職。 田中穂積校長、ドーハ日本人学校より着任。
平成12年	4月	1日	田中穂積校長退職。西村譲治校長、鴨谷体育館より着任。
平成13年	4月	1日	西村 治校長退職。鳥井廣二校長、学校指導課より着任。
平成16年	1月	7日	エレベータ完成
平成16年	4月	1日	鳥井廣二校長、学校教育部へ転出。 長原謙次本校教頭、校長として着任。
平成16年	11月	6日	創立20周年記念式典を開催。
平成20年	1月	24日	野田中PTA、大阪府PTA協議会より表彰される。
平成20年	4月	1日	長原謙次校長、堺市立赤坂台中学校へ転出。 植田眞治本校教頭、校長として着任。
平成25年	4月	1日	植田眞治校長、堺市立竹城台小学校へ転出。 加茂嘉彦校長、堺市立五箇荘中学校より着任。
平成26年	11月	8日	創立30周年記念式典を開催。
平成27年	4月	1日	加茂嘉彦校長、堺市立福泉上小学校へ転出。 中條隆彦校長、堺市立中百舌鳥中学校より着任。
平成28年	4月	1日	給食配膳室完成。
平成31年	4月	1日	中條隆彦校長、退職。 天野信治本校教頭、校長として着任。
令和 元年	5月	1日	大阪府下公立中学校初の自動販売機を設置される。
令和 2年	4月	1日	登美丘東小学校校区が調整校区になる。
令和 4年	4月	1日	天野信治校長、退職。 長畠良憲校長、学校教育部より着任。
令和 8年	4月	1日	長畠良憲校長、堺市立陵南中学校へ転出。 田中一弘校長、河内長野市立長野中学校より着任。

校 時 表

	月曜 ～ 金曜
生徒登校時間	8 : 1 0 ~ 8 : 2 5
朝学活	8 : 3 0 ~ 8 : 4 0
連絡更衣	8 : 4 0 ~ 8 : 4 5
1時限	8 : 4 5 ~ 9 : 3 5
2時限	9 : 4 0 ~ 1 0 : 3 0
3時限	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
4時限	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 2 0
更衣昼食	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 5
予鈴	1 3 : 1 5
5時限	1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 1 0
6時限	1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 0 5
清掃	1 5 : 0 5 ~ 1 5 : 2 0
終礼	1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 2 5

下校時間と部活動終了時間

一般生徒	1 6 : 0 0
部活終了(目安)	1 7 : 3 0
最終下校	1 8 : 0 0

生徒心得

堺市立野田中学校では
正しい判断、正しい行動ができる生徒の育成をめざしています。
生徒一人ひとりが学校生活を楽しくおくれるように、基本的なルールは次のように決めています。

〔Ⅰ〕学校生活

1. 毎日の生活

- ☆登校時間は8時25分です。25分を目安として校門を通過しましょう。
- 短学活は8時30分からです。30分以降の教室到着は遅刻となります。
- ☆登校後、校外への外出は認めていません。しかし、やむを得ない外出の必要がある場合は担任に相談後、外出許可をもらってから外出しましょう。
- ☆校舎、校具等の公共物は、ていねいに取り扱いましょう。誤って破損等した場合は、すぐに先生に届け出ましょう。
- ☆来客や先生には、礼儀正しく接するよう心がけましょう。
- 生徒同士、お互いの人格を尊重しながら接するよう心がけましょう。
- ☆校舎内では上靴を使用します。体育館では体育館シューズを使用します。
- ☆欠席・遅刻・早退・授業見学等の場合は必ず保護者から tetoru、電話等で担任に届け出てください。
- ☆体調不良等で早退したときは、帰宅後すぐに学校まで電話連絡をしてください。
- ☆飲料は、お茶を水筒に入れて持ってくるか、ペットボトル(お茶・水・スポーツドリンク)を持参してください。持参したものが足りなくなった場合は校内自販機での購入も可能です。

2. 頭髮について

- ・清潔感のある頭髮にしましょう。
- ※パーマをあてたり、髪染・脱色はしてはいけません。
- ※清潔感を欠くほどに整髪料(ジェル等)を使用することのないようにしましょう。

3. 自転車通学について

- ・自転車通学は認めていませんが、身体的理由などで特に校長が必要と認める場合は、手続きをして許可を受けることができます。担任まで申し出てください。

4. 携帯電話・スマートフォンについて(7ページ参照)

- ・学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止です。
- ※ただし、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長の判断に従ってください。

5. 各種証明書の交付について

- ・住所変更、学割等、各種証明書の交付をうけるときは、担任に届け出てください。

〔Ⅱ〕校外生活

1. 校外での一人ひとりの行動は、野田中学生であることを自覚し、社会の秩序を乱さないようにしましょう。
2. 地域の方々と協力して、住みよい環境をつくるよう心がけましょう。

携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みに関する方針

1. 学校への生徒の携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長の判断を仰ぐ。

2. やむを得ない事情で携帯電話の持ち込みを許可されたときは、教員が学校内で一時的に携帯電話を預かり、下校時に生徒に返却する。
3. 違反があれば、直ちに携帯電話を預かり、厳重注意のあと保護者に直接返却する。

ご家庭でこれからお子様に携帯電話・スマートフォンを所有させる前に
(すでに所持させている場合)

数年前と比較すると、携帯電話・スマートフォンの普及率は年々上がっています。それに伴い携帯電話によるトラブルが急増しているのが現状です。有害サイトの被害に遭ったり、ライン、ツイッター等(SNS)の書き込みや、写真の投稿による友人間のトラブルなど大きな社会問題となっています。そこで、携帯電話所有については、「本当に必要なのか」その必要性和利用の目的をお子さまと十分話し合い、約束事(ルール)を決めることが大切です。次の《利用ルール 5つの約束》を参考に、ルールを決めていただき、お子様と確認をしたうえで持たせてください。

《携帯電話(ケータイ)利用ルール》

《利用ルール 5つの約束》

- ①青少年をネットの有害情報から守ることを目的とした、フィルタリングサービス(アクセス制限サービス)を利用します。
- ②メールや掲示板、SNS などを利用する場合は「相手への思いやり」を忘れず、「自己責任」が伴うことを常に考え、行動します。
- ③いかなる場合でも、犯罪につながるようなサイトにアクセスしたり、知らない人からのメールや SNS の投稿には返事をしません。
- ④自分、他人のことにかわらず、個人情報(写真を含む)をネット上に公開しません。
- ⑤ネット上で“いじめ”につながるような書き込みや嫌がらせを受けたときは、必ず保護者が先生または専用の窓口(こころホーン TEL270-5561)に相談します。

スマホのリスクを知っていますか？

～ スマホの管理は、保護者の責任です！ ～

スマホ(タブレット、携帯含む)のアンケートを実施した結果、野田小学校の5,6年生では、スマホの保有率が「60%」を超え、さらには「99%」の児童が今までにスマホを使用したことがあると答えています。児童が使用している内容については、圧倒的に「ゲームなどのアプリ」や「ユーチューブ」が多かったです。保護者の皆様には、スマホのリスクを再確認して頂き、もう一度、各ご家庭でのスマホの使い方を考え、話し合い、ルール決めによろしくお願い致します。

【身体への悪影響】 ※授業で以下の内容を児童に伝えています。

- ①視力低下 … スマホの光が強くて目を傷める。目の筋力が低下しピントが合わない。
- ②睡眠不足 … スマホの光はブルーライト。ブルーライトは紫外線と似ている。
就寝前に浴びると体が昼だと間違え、昼夜逆転の原因となる。
- ③学力低下 … スマホの使用時間が学力に大きな悪影響がある。
- ④姿勢が悪くなる … スマホ首は頭痛や吐き気などの症状、精神的にも悪影響。
- ⑤コミュニケーション能力の低下 … LINE の言葉だけのやりとりがトラブル。

【考えよう！スマホのルール】

① 就寝前のスマホは禁止！

具体的に「寝る1時間前は使用禁止」や「夜9時には電源を切る、預かる」など。部屋にスマホを持っていくのは危険。子どもは寝ずに夜中までスマホを触っています。

② フィルタリング機能の設定

絶対に必要です！必ずフィルタリングを行なって下さい。使用時間やアプリ、有害サイトなどへの制限が出来ますので、子どものスマホをしっかり管理して下さい。

③ 使用時間と使用場所のルール化

使用時間や場所を決めて保護者の目でも管理して下さい。保護者の目が最高のフィルタリングです。

④ 大切なことは、直接話そう！

LINE など、言葉だけでは伝わらないことが多いです。(「そんなつもりではなかった…」)



図書館の利用について

1. 開館日時

〈火曜日・水曜日〉

○昼休み 12:40～13:00（4限目終了 20 分後から開館です。）

○放課後 開館時期 時間は未定

※5分休憩、放課後については、学校図書館職員が会議・出張等で不在の場合、閉館となる。

2. 本校図書館の規定

○貸出冊数・・・一人一回につき2冊まで（特別貸出期間中は3冊まで）

○貸出期間・・・2週間以内 ＊ただし、授業で必要な場合は先生の許可を得た上で変更もできる。

○貸出カード・・・3年間使用する。（カウンター内預かり）

3. 注意事項

○入館者は静かにすること。他の人に迷惑を及ぼす行為をした者は退館してもらう。

○本のページを折ったり、傷つけたりしないように、本を大切に扱うこと。

○入館者は必ず図書委員や担当の先生の指示に従うこと。

○貸出・返却の仕方は、図書館オリエンテーションで説明（動画視聴）

○借りた本を他人に又貸しすることは絶対にやめる。

○貸出を受けた者は返却日までに必ず返すこと。

○貸出を受けた者が図書を紛失・破損したときは実費を弁償すること。

○図書館に入る時は、必ず手を洗うこと。

生徒相談室・心の教室の利用について

本校では、職員室の横に生徒相談室、C棟2階に心の教室があります。「悩みや心配ごとの相談」の場所です。本校の生徒指導主事の先生・スクールカウンセラーさんが、皆さんの悩みや心配ごとの相談相手になってくれます。もちろん、担任の先生をはじめ、どの先生方とも「気楽な気持ちで話ができる場所」といえます。

新標準服の服装規定

		内 容
上衣	冬	学校指定のブレザー 学校指定のポロシャツ(半袖・長袖) ※学校指定の体操服や防寒着についても、自由に着用してもよい。 ※ポロシャツは、基本的にスラックス、スカートから出してよいタイプになります。
	夏	学校指定のスラックス、スカートのどちらを着用しても構いません。 ※標準の形で着用とする。
スラックス スカート		学校指定のスラックス、スカートのどちらを着用しても構いません。 ※標準の形で着用とする。
ネクタイ リボン		ネクタイ、リボンのどちらを着用しても構いません。(男女は問いません。) ※入学式、卒業式などの式典は必ず着用をお願いします。それ以外は着用自由です。 ただし、着用する際は、正しく着用してください。
バンド ベルト		黒や紺色、茶色など、派手な色は避ける。 極端に巾の狭いもの、広いものは禁止とする。(サスペンダーは着用可)
名札		年間通して校内では必ず付ける。
通学靴		運動しやすく、体育の授業を受けられる靴(色や柄は問いません) ※ クロックス、スリッパ、スリッポン、ハイカット、ブーツ、厚底スニーカー等は運動に適さない。
上靴 体育館靴		体育館シューズは本校指定、上靴は白とする。 学年、名前を記入すること。 体育館シューズはシューズ袋に入れ、教室の机、または靴箱で保管する。
カ バ ン		★学校生活で汚れる可能性があるため、高価なものは避ける。 ★教科書が入るカバンを選択する。 ★他者とカバンが被る可能性があるため、判別できるようにする。(忘れ物の際、個人を特定できる) ※以上の条件以外は、色や柄、デザイン等は問わない。 ※登校時、引っ掛ける等して危ないこと、授業で必要のないものを持ってこないということから、キーホルダーを沢山つけることや、光や音が出るものやゲームができるキーホルダーは禁止とする。
防寒着		登下校時、本校指定の防寒着、私物の手袋・マフラーなどを着用してよい。 ※ただし、手袋やマフラーなどは暖房の利く教室の中では外すこと。(※防寒着は認める。) ※体育の授業では、球技に適さないため、ミトン型の手袋を禁止する。
靴下		運動しやすい靴下として、色、柄は問いません。 ※ルーズソックス、メッシュ、フリルの付いたものは禁止。 ※タイツは肌色、もしくは黒色のみ。
その他		ポロシャツの下に着るシャツは、色、柄は問いません。 ※ポロシャツは、透け防止素材を使用しています。 しかし、制服の着こなしとして、不適切な場合は指導の対象となります。

生徒会規約

第1章 総則

第1条「名称」 この会は、堺市立野田中学校生徒会と称する。

第2条「目的」 この会は会員の自主的な行動を通じて、規律ある民主的な学校生活を目的とする。

第3条「会員」 この会は本校の生徒会員によって構成する。また、会員は平等につきの権利と義務をもつ。

- (1) 総会・学級会などに出席して討議と議決に参加する権利と義務
- (2) 役員・委員の選挙権、被選挙権
- (3) この会の議決を守る義務

第2章 組織及び役員・委員

第4条「組織」 この会は次の組織で活動する。

- (1) 生徒総会（総会）
- (2) 執行部会
- (3) 専門委員会（委員会）
- (4) 学級会

第5条 この会は次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 執行部役員5名
- (3) 学級代表
- (4) 専門委員

役員、委員の任期は半年とし前期4月～9月、後期10月～3月とする。

また、生徒会選挙の際は、学級代表2名のうちのどちらかが選挙管理委員の業務を担う。

第3章 会議及び議決の成立

第6条 会議はその構成人数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。議決は原則として出席者の過半数の賛成で成立し可否同数のときは再審議する。

第4章 生徒総会

第7条 総会はこの会の最高議決機関であり、次のことを行う。活動計画の決定と経過報告の承認

第8条 総会は会長が招集し、年間2回の定例総会の他、臨時に開くことができる。総会には議長1名を置き、議事の進行にあたる。

第5章 執行部

第9条 執行部は会長、執行部役員により構成する。

- (1) 会長 会長は生徒会を代表する者として生徒会活動のまとめを行う。
- (2) 執行部役員 会長を補佐し、生徒会活動の企画運営を行う。

第10条 執行部はこの会の最高運営機関であり、次の仕事をする。

- (1) 生徒総会の運営
- (2) 専門委員との調整
- (3) 生徒集会の調整
- (4) 生徒会行事の決定、運営など

第11条 「執行部会」 執行部は定例会等、必要な際は随時会長が招集して執行部会を開くことができる。

なお、執行部会は必要に応じて次のメンバーを加えて開くことができる。

- (1) 各学年委員長、副委員長
- (2) 専門委員長、副委員長

- (3) その他必要と認められた会員

第6章 専門委員会

第12条 執行部の下に次の専門委員会をおく。

- (1) 学級代表 学校生活や行事の全般における、各クラスの代表として、担任と共にクラス経営に貢献するまた、選挙の際は、開票や集計等の業務も兼ねる
- (2) 保健環境委員会 清掃状態の点検、清掃用具の点検、保健行事のお手伝い、石鹼の補充、換気等
- (3) 体育委員会 体育行事の企画運営（体育大会、クラスマッチ等）、体育授業のリーダーとなる
- (4) 図書委員会 図書館行事の企画及び従事、図書の管理や受付、昼休みの図書館開放の準備等

第7章 学級会

第13条 学級会は学級全員で構成する。学級会は生徒会の基盤をなす組織であり次のような活動をする。

- (1) 一人一人の意見や願いを学級全体の問題として解決をはかる。
- (2) 学級内だけで解決が困難な場合などは、執行部へ提案する。

第14条 学級内には次の委員をおく。

- | | | | |
|----------|-------|------------|--------|
| (1) 学級代表 | 男女各1名 | (2) 保健環境委員 | 男女各1名 |
| (3) 体育委員 | 男女各1名 | (4) 図書委員会 | 各クラス2名 |

第15条 学級代表は学級の統一にあたり執行部に学級の意見を反映させ、議決について学級に報告する。

第8章 生徒会選挙

第16条 この会の役員を選挙するために選挙管理委員会をおく。

選挙管理委員会は、学級代表2名のうちのどちらかが選挙管理委員の仕事を行う。選挙管理委員の仕事は以下の通りとする。

- (1) 選挙の公示
 - (2) 立候補者の受付
 - (3) 立会演説会の準備、運営
 - (4) 投票の準備及び開票
 - (5) その他選挙に関する事項の決定と執行
- 選挙は、直接記名投票により行う。会長は最高投票者とし、執行部役員については、上位5名を当選とする。立候補者が定数をこえない場合は信任投票を行い過半数の信任をもって当選とする。

第9章 規約の改正

第17条 本会の規約の改正には、生徒総会出席会員数の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この規約は2025年4月1日から施行する。

エレベーター使用に関する規則

《使用許可の時》

野田中学校の来校者・生徒・教職員が使用します。
しかし、約300名の人たちが1台のエレベーターを使用するには、ルールが必要です。ケガや事故のないように、マナーを守って使用しましょう。

つぎの場合は優先的に使用してください。

- ① 体調が悪い、歩行困難なケガをしたなど、階段使用が困難な生徒の使用。
- ② 生徒及び教職員が、多量で重い荷物を運ぶ。
- ③ 業者の方が、荷物を運び入れる。

《使用不可の時》

地震や火災などの災害時、エレベーターの使用を厳禁します。
また、必要において別に定めるときは、使用を禁止します。

自動販売機の使用に関する規則

- ①購入時間は、「8:30までの朝」、「昼休み」、「放課後」とする。
※やむを得ない場合は学年の先生に相談して購入する。
- ②ゴミ処理は、ゴミ箱を設置するが、生徒それぞれが持ち帰るのを基本とする。
- ③ドリンクの補充の際は、先生に連絡する。
- ④お金の持ち込みは、「必要以上に持ってこない」とする。
また、「お金の貸し借り」や「奢る」ことは禁止とする。
- ⑤設置の趣旨も理解する。
「部活動で水分が足りない生徒を対象としている」「熱中症対策のためである」

※そのため部活動がない生徒は基本的には必要がない。基本は家から、必要な分の水分を持ってくる。

新 名 札 の 付 け 方

☐校章、組章、委員バッチは廃止

☐学年カラーは名前下のラインと

JUNIOR HIGH SCHOOL で見分ける

(赤、青、黄の3種類)

野田中学校ホームページ



← QRコードを読み込んでいただきご覧ください。
ホームページを通じて連絡することもあります。

校章の図案の説明

創立当時、本校の周辺はのどかな田園地帯が広がり、「菜の花の宴の道に……」と校歌にも歌われているように、春には一面菜の花の黄色いじゅう毯が敷かれたような光景となっていた。そこで、のびやかに育つことを願って菜の花を図案化した。デザインは、当時登美丘中学校の美術科担当の渡辺雅弘先生によるものです。



1年 組	担任名
2年 組	担任名
3年 組	担任名
生徒名	